

福島県知事

内堀雅雄様

# 要望書

(令和3年度知事を囲む商工会代表者会議)

令和3年11月5日

福島県商工会連合会  
会長 轡田倉治

平素より、県内中小企業・小規模事業者に対する御支援並びに商工会の事業推進につきまして、格別の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

特に、昨年より新型コロナウイルス感染症が広く蔓延する中、「各種支援金及び助成金」や「新型コロナウイルス対策特別資金」をはじめ、「福島県飲食店応援前払利用券発行支援事業」、「ふくしま小規模企業者いきいき支援事業」、「中小企業支援団体活用失業者雇用支援事業」など、特段のご配慮を賜り深く感謝申し上げます。

ご存じのとおり、県内の中小企業・小規模事業者は、雇用の安定や地域住民の交流、生活の向上など、地域経済にとって極めて重要な役割を担っておりますが、人口減少や高齢化に伴う需要の低迷、購買力の低下、人手不足や事業承継等の問題がある中で、東日本大震災・原発事故や頻発する自然災害や新型コロナウイルス感染症の影響により、極めて厳しい経営状況におかれております。

本会としても、刻々と変化する経営環境を機敏に捉え、組織一丸となって事業者の支援に取り組んで参りますが、県内企業の持続的発展には、県による一層のご支援が不可欠であります。

つきましては、次の事項についての特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

## I. ウィズコロナ時代における中小企業・小規模事業者 支援対策の拡充強化

中小企業・小規模事業者は、地域経済を支え、地域の雇用を維持し、地域住民の生活の向上や様々な交流の促進に極めて重要な役割を担っておりますが、人口減少に伴う需要の低迷や購買力の低下、後継者難等の他、頻発する自然災害、新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、厳しい経営状況におかれております。

特に、今般の新型コロナウイルス感染症拡大により、多くの事業者の事業機会が大幅に縮小しており、売上や顧客の大幅減から先行きが見通せない危機的状況にある中、感染防止対策の徹底や業態転換などの試行錯誤に努めておりますが、資金繰りや雇用維持など課題は山積しており、経営継続が難しくなっている事業者が増加しております。

このような状況において、県内の中小企業・小規模事業者がしっかりと経営を維持できるよう、経営課題の多様化や高度化に対応し、多様な需要に応じた商品・サービスの販路拡大や事業承継、新事業展開の促進など様々な生産性向上に関わる支援策の拡充を図ることが必要不可欠です。

つきましては、中小企業・小規模事業者に対する支援施策の拡充強化についてお願いいたします。

1. **新型コロナウイルスの影響が大きい事業者への経営持続化支援の拡充強化**
2. **事業者のオンラインや非対面による販売促進及び新たな販路開拓等、ウィズコロナ経営や生産性向上のためのITを活用したビジネスの取り組みへの更なる支援強化**
3. **円滑な事業承継や創業・起業に対する支援の強化**
4. **いきいき補助金制度における中小企業枠の復活**
5. **テレワークを活用した企業と移住者の県内誘致推進**

## Ⅱ. 原子力災害及び頻発する自然災害の克服と県内産業の復興・再生に向けた支援強化

東日本大震災・原発事故の影響は大きく、10年を経過した今でも、避難指示区域等における事業者は商圈の喪失などにより再開の見通しが立たない厳しい状況が続いており、風評被害の影響も依然として根強く残っております。

加えて、令和元年東日本台風及び本年2月の福島県沖地震などの自然災害が頻発しており、県内各地で二重三重の災害に見舞われました。

そのような中、本年4月にはALPS処理水の海洋放出が決定され、新たな風評被害の発生と、被害の実態に見合った賠償が確実、迅速かつ十分になされるかについての不安が幅広い業種において広がっております。

つきましては、第2期復興・創生期間並びに自然災害等の被害に対する継続的な支援が図られるようお願いいたします。

1. 避難指示区域等における帰還・移住のさらなる促進
2. 中小企業・小規模事業者にかかる自然災害からの復旧・復興支援の継続並びに災害に強い県土づくりの推進
3. 原子力災害の完全収束に向けた取組みとALPS処理水処分に係る風評対策の徹底

### Ⅲ. 商工会による経営支援体制の機能強化

商工会は、中小企業・小規模事業者に寄り添った伴走型支援に取り組んでおりますが、頻発する自然災害や新型コロナウイルス等にかかる新たな施策の対応支援が増え続けており、膨大な実務量となっております。

実情として、企業に合った支援メニューの説明、計画書や申請書の策定支援、必要書類の精査確認など、1企業あたり相当な時間を要するものが多く、職員の業務負担が増加しております。

また、商工会運営を統括する事務局長は、県内商工会の半数以上に設置されておらず、経営指導員が会運営からすべてを担っている商工会も多く、今後は広域連携や商工会の運営体制を維持していくためにも、事務局長の安定的かつ適正な配置が必要です。

一方、今後は在宅勤務やリモート経営相談等への対応が必要になると考えられ、モバイル環境やセキュリティを強化したIT環境が必須となりますが、多くの商工会ではその環境が整っておりません。同様に、各種災害が発生した直後から継続して相談業務にあたるためには、会館の防災強化や修繕等も必要ですが、費用負担の大きさから対応できていない商工会がほとんどですので、これらの環境整備への支援をお願いいたします。

併せて、第2期復興・創生期間における、国への「広域的な連携復興事業」継続の後押しと避難地域商工会への支援継続をお願いいたします。

1. 商工会の支援人員拡充と事務局長設置要件の緩和
2. 商工会IT化整備事業費の創設
3. 商工会館の防災強化及び修繕費用補助の創設
4. 国への復興経営指導員等の継続配置の後押しと避難地域商工会への支援継続



## 福島県商工会連合会

〒960-8053 福島市三河南町 1 番 20 号 (コラッセふくしま 9F)  
TEL (024)525-3411(代) FAX(024)525-3413